

平成 3 1 年度手話施策実施案

1 手話の環境整備

(1) 手話を学ぶ機会の確保

県職員向け手話研修

県職員が、手話を学習する取組を推進するため、障害保健福祉圏域単位での県職員向け研修を開催します。

- ・ 時期：平成 3 1 年 7 月～平成 3 2 年 2 月（予定）
- ・ 会場：各保健福祉圏域の合同庁舎
- ・ 内容：群馬県手話言語条例及び手話施策実施計画の概要（県障害政策課：1 5 分）
聴覚障害に関する講義及び手話の実技（群馬県聴覚障害者連盟：1 時間 4 5 分）

(2) 手話を用いた情報発信

ア 遠隔手話通訳サービス

県庁及び県内施設の窓口において、聴覚障害者との円滑な意思疎通が行えるよう、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者が画面越しに手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービス事業を実施します。

- ・ タブレット設置場所：県庁 1 階総合案内
ふれあいスポーツプラザ
ゆうあいピック記念温水プール
- ・ 平成 3 0 年度から県立がんセンターに設置しており、利用状況等を検証し、今後の対応について検討する予定。

イ 手話通訳等を挿入したビデオ・DVD貸出

ろう者への情報提供として、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザにおいて、テレビ番組、映画等に手話通訳や字幕を挿入したビデオ・DVDの貸出を実施します。

※ 平成 3 1 年度目標：3 5 0 件

(3) 手話通訳者等の派遣体制の整備

ア 手話通訳者指導者養成研修会

調整中

イ 手話通訳者の派遣人数

広域的な派遣や、市町村での対応が困難な専門性の高い派遣等について、手話通訳者の派遣を行います。

※ 平成31年度目標：200人

2 手話の社会啓発

(1) 県民への手話の普及・啓発

ア 手話言語条例普及啓発推進イベント

県民への手話の普及・啓発を目的とし、県民が条例の目的及び基本理念を理解できるよう、手話言語条例普及啓発イベントを開催します。

- ・ 平成31年10月開催予定

イ 手話言語条例普及啓発リーフレット（子ども向け）

条例の理解促進及び手話の普及を図るため、条例の解説や簡単な手話等を掲載したパンフレットの作成を行います。

- ・ 対象：小学校6年生
- ・ 発行部数：26,000部予定
- ・ 内容：手話・聴覚障害者とは、簡単な手話の挨拶等

ウ 手話の動画配信

条例の理解促進及び手話の普及を図るため、手話の動画配信を継続します。

(2) 事業者への手話の普及・啓発

手話講習会等開催経費補助

企業等においても手話の普及が進むよう、事業者が従業員に対して開催した手

話講習会等の開催費用の援助を行います。

- ・ 補助対象団体：企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の事業者、町内会、PTA等のグループ
- ・ 補助対象経費：手話講習会の開催に要する報償費及び旅費
- ・ 補助上限額：講習会の開催1回当たり17千円（1団体当たり年3回を上限）

（3） 手話に関する調査研究への支援

ア 調査研究の推進への協力

国立大学法人群馬大学との事業共催など、ろう者や手話に関わる者が行う、手話に関する調査研究の推進に協力します。

イ 県ホームページへの調査研究成果の掲載

調査研究の成果について、県ホームページへ掲載し、成果の普及に協力します。

3 手話の教育環境の整備

（1） 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

ア 聾学校における手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いた各教科等の指導の充実

- ・ 聾学校では手話を用いた教科等の指導を行います。

イ 手話について学ぶための自立活動の指導の充実

- ・ 聾学校では手話を学ぶための指導を幼小中高の各部で実施します。

ウ 「コミュニケーション支援員（仮称）」の配置による手話に関する指導及び相談等への支援の検討・実施

- ・ コミュニケーション支援員の配置について、引き続き研究します。

(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

ア 「コミュニケーション支援員（仮称）」による手話に関する学習会等への支援の検討・実施

- ・ コミュニケーション支援員の配置について、引き続き研究します。

イ 聴覚障害支援センターによる手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助の拡充

- ・ 聴覚障害支援センターにおいて助言・援助を行います。

(3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実

外部講師を招聘した、より実践的な研修等の検討・実施

- ・ 外部講師を招聘し、研修を実施します。
- ・ 実践的な研修等の検討・実施のために、予算要求を行います。